〈1面より〉

【決定概要】

1　道路盛土のり面防災対策補助制度の創設

令和6年能登半島地震において、緊急輸送道路である能越自動車道の盛土区間において大規模崩壊が多数発生し、人員・物資輸送に影響が生じたことを踏まえ、盛土の大規模崩壊に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐため、緊急輸送道路における盛土のり面の点検結果に基づき行われる防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設する。

2　災害応急対策移動施設導入に係る無利子貸付制度の創設

令和6年能登半島地震において、各地から被災地へ派遣され被災者支援に有効活用された、防災用コンテナ型トイレ等の災害応急対策移動施設について、その設置を促進するため、民間事業者等が自動車駐車場に道路占用許可を受けて設置する場合に係る費用の一部について、地方公共団体を通じて国が無利子貸付を行う制度を創設する。

3　地域活性化インターチェンジ制度の対象路線の拡充

現行の地域活性化インターチェンジ制度は、対象路線を高速自動車国道のみとしているが、更なる地域の活性化を図るため、一般国道の自動車専用道路等へのインターチェンジ設置が可能となるよう対象路線を拡充する。

4　民間資金等活用道路修繕等事業に係る国庫債務負担行為の拡充

直轄国道における照明のLED化を加速化し、LED化後の電気料金の削減やスケールメリットによる整備費用の削減を図るため、照明のLED化整備、維持管理業務においてPFI手法を活用する場合、PFI法に基づき30箇年以内で国庫債務負担行為を設定できるよう制度を拡充する。

5　道路改築事業（補助）に係る国庫債務負担行為の年限の拡充

道路改築事業（補助）において、効率的な工事発注や工事体制の確実性の確保を図るため、国庫債務負担行為の年限を4箇年から5箇年以内に拡充する。

6　無電柱化推進事業に係る国庫債務負担行為の年限の拡充

無電柱化推進事業（直轄事業および補助事業）において、関係者協議から工事まで一体的な実施により、事業のスピードアップを図り、事業期間短縮を達成するため、国庫債務負担行為の年限を3箇年から5箇年以内に拡充する。

7　地方への重点的支援（交付金における重点配分対象事業の見直し）

以下の事業に特化して策定される整備計画を新たに重点配分対象に拡充する。

○『「道の駅」応援パッケージ』で選定された「道の駅」の機能強化（令和8年度から適用する）

○防災設備等の道の駅の機能強化（耐震化、無停電化、通信設備、貯水施設、防災倉庫、防災トイレ、駐車場拡張に係るもの）※地域防災計画に防災上の位置付けを有する「道の駅」でBCP策定済みの駅を対象とする。

能登地域における大規模自然災害からの復旧・復興

令和６年能登半島地震における復旧対応等

1月1日○16:10地震発生
2日○幹線道路の緊急復旧に着手。陸・海・空からくしの歯状の緊急復旧を実施
○七尾市から輪島市、珠洲市、能登町の各役場まで普通車の通行を確保
4日○各役場まで大型車の通行を確保
8日○主要な幹線道路の約8割で緊急復旧が完了
12日○道路復旧見える化マップを公開
14日○自衛隊の協力を得て人員・資機材を陸揚げ
15日○主要な幹線道路の約9割で緊急復旧が完了
19日○孤立集落が実質的に解消
23日○国が石川県に代わり本格的な災害復旧を代行

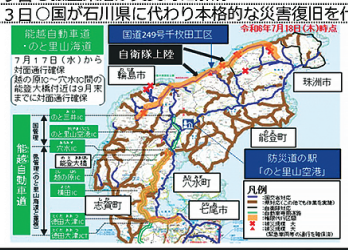

［道の駅］
○「防災道の駅」に選定されている「のと里山空港」は、支援物資の集配拠点等として活用されるなど、広域防災拠点としての機能を発揮

支援物資の運搬

［交通状況の把握］
○ 被災地の交通状況の把握のため、ETC2.0可搬型路側機、AIwebカメラ等により交通量等のデータを収集し、HP等で道路の被災状況や通行可否等を提供

道路復旧見える化マップ

［権限代行による災害復旧事業］
○能登半島の復旧・復興の基幹となる能越自動車道、国道２４９号沿岸部の石川県管理区間について、本格的な災害復旧を代行

湖岸隆起を活用し通行を確保（国道249号千枚田工区）

［水道・電力・通信などの生活インフラ復旧との連携］
○被災地域の水道、電力、通信などの生活インフラの復旧ニーズを踏まえ、道路の緊急復旧箇所の調整などを行い、生活インフラ復旧の加速化に寄与

［地方公共団体・民間との連携］
○事前に締結した協定に基づき、地元建設業者など民間企業と連携し緊急復旧、資機材の調達・搬送、緊急支援物資の運搬など機動的に対応
○国と地方公共団体で構成する連絡調整会議を設置し、道路の復旧状況について共有を図り、復旧・復興を支援

令和６年９月20日からの大雨による災害を踏まえた復旧対応等

○9月の大雨で再度被害が発生したものの、
・国道249号沿岸部を経由した輪島（門前町）～珠洲間などの通行について従前の目標通り令和６年内に確保
・県管理道路等も、８月末に確保した全ての集落・漁港・浄水場等※へのアクセスについて令和６年内に再度確保
※長期避難箇所に関連するところは除く

令和６年能登半島地震を踏まえた今後の取組

○ 国土幹線道路部会においてとりまとめられた能登半島地震を踏まえた緊急提言に基づき防災機能強化の取組を実施する。また、盛土の緊急点検を実施するとともに、技術基準や制度等の充実・整備を行う。

令和６年能登半島地震を踏まえた緊急提言

教訓　災害に脆弱な国土を有する我が国では、今回の災害は、今後、全国どこでも起こる可能性がある

提言内容

■**地域安全保障のエッセンシャルネットワークの早期確立**
○耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク
○機動性と持続可能性を備えた管理体制

▲国道249号大谷トンネル　▲のと里山海道(穴水IC付近)　▲24時間体制での道路啓開作業

■**拠点機能の強化**
○防災拠点としての「道の駅」の機能強化
○災害時における交通結節機能の強化

▲高付加価値コンテナの活用推進

■**データ活用による災害時交通マネジメントの高度化**
○ドローン活用など地形に合わせた機動的な情報収集体制の構築
○交通情報と地理空間情報とのデータ連携とオープン化・アーカイブ化

▲道路復旧見える化マップ

■**災害に備えた体制の強化**
○建設業者等の民間企業との連携
○代替手段も備えた総合的な防災力の強化

■**地域の新たな価値の創出につなげる道路空間の活用**
○半島地域の豊かな地域資源を生かす道路空間の活用
○能登半島地域の効果的な復旧・復興

■**その他** ○多様な価値に対応した評価 ○負担のあり方 ○震災伝承 人材育成 ○新広域道路交通計画の更新

道路技術小委員会
○道路ネットワークとしての地震リスクへの対応、道路構造物の技術基準の充実・整備を促進

盛土点検
○緊急輸送道路を対象に、高盛土（概ね10m以上）及び集水地形箇所の点検を実施し対策を実施

その他 制度等の整備
○高付加価値コンテナの活用を推進するため、設置や運用に関する制度・体制を整備
○災害時における直轄管理以外の「道の駅」の国による迅速な活用や占用等における運用基準の柔軟化など更なる機能向上

2050年、WISENET（ワイズネット）の実現

○「2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステム（WISENET※）」の実現のための政策展開により、新時代の課題解決と価値創造に貢献します。

※ World-class Infrastructure with 3S(Smart, Safe, Sustainable) Empowered NETwork

重点課題：　国際競争力・ 国土安全保障 ・ 物流危機対応・ 低炭素化

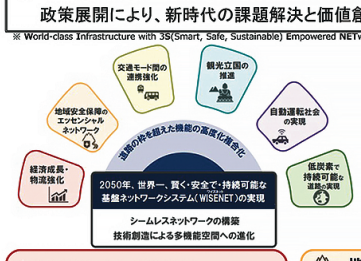

■ WISENETの要点

○ シームレスネットワークの構築
サービスレベル達成型の道路行政に転換、シームレスなサービスを追求

○ 技術創造による多機能空間への進化
国土を巡る道路ネットワークをフル活用し、課題解決と価値創造に貢献
▶ 自動物流道路（Autoflow Road）の構築

スイスで検討中の地下物流システムのイメージ　出典：Cargo Sous Terrain社HP

経済成長・物流強化
○ 国際競争力強化のため、三大都市圏環状道路、日本海側と太平洋側を結ぶ横断軸の強化など、強靭な物流ネットワークを構築
○ 物流拠点、貨物鉄道駅・空港・港湾周辺のネットワークの充実や中継輸送拠点の整備等、物流支援の取組を展開

地域安全保障のエッセンシャルネットワーク
○ 地方部における生活圏人口の維持や大規模災害リスクへの対応に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ、早期に形成
○ これまでの地域・ブロックの概念を超えた圏域の形成を支援

三陸沿岸道路（岩手県山田町）

交通モード間の連携強化
○ カーボンニュートラル、省人化の観点から、海上輸送、鉄道輸送等との連携を強化し、最適なモーダルコンビネーションを実現
○ バスタの整備・マネジメントを通じて、人中心の空間づくりや多様なモビリティとの連携などMaaSや自動運転にも対応した未来空間を創出

バスタの空港イメージ（出典：空港法第一セクター）

観光立国の推進
○ ゲートウェイとなる空港・港湾や観光地のアクセスを強化し、観光資源の魅力を向上
○ オーバーツーリズムが課題となっている観光地をデータで分析し、ハード・ソフト両面において地域と連携した渋滞対策等の政策を推進

シェアサイクル導入の促進　高速道路料金割引の見直し

自動運転社会の実現
○ 高速道路の電脳化を図り、道路と車両が高度に協調することによって、自動運転の早期実現・社会実装を目指す
（2024年度新東名高速道路、2025年度以降東北自動車道等で取組開始、将来的に全国へ展開）

車両と道路が協調した自動運転

低炭素で持続可能な道路の実現
○ 道路ネットワーク整備や渋滞対策等により、旅行速度を向上させ、道路交通を適正化
○ 公共交通や自転車の利用促進、物流効率化等により低炭素な人流・物流へ転換
○ 道路空間における発電・送電・給電等の取組を拡大し、次世代自動車の普及と走行環境の向上に貢献
○ 道路インフラの長寿命化等、道路のライフサイクル全体で排出されるCO₂の削減を推進

道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0 概要

○道路の脱炭素化の具体的な取り組みについて、 2024年12月に「道路分野の脱炭素化政策集 Ver. 1.0」として整理しました。
○「基本的な政策の柱」に沿って取組の目標やロードマップを設定しております。また、「協働による2030重点プロジェクト」として、道路管理者の協働や関係者の連携により推進する施策をとりまとめています。
○本政策集をたたき台として、政府計画等の改定等を踏まえ、道路管理者協働のもとでの脱炭素の取組をブラッシュアップします。

基本的な政策の柱

① 道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出
次世代自動車の開発・普及を促進に向け、道路空間における発電・送電、給電、蓄電を連携して推進します。

② 低炭素な人流・物流への転換
公共交通、自転車等の低炭素な移動手段への転換の促進、低炭素な物流システムの構築を促進します。

③ 道路交通の適正化
交通容量が低下しているボトルネック箇所や局所的な渋滞箇所の対策を行い、道路交通の適正化を図ります。

④ 道路のライフサイクル全体の低炭素化
新技術を積極的に取り入れつつ、建設～管理までのライフサイクル全体のCO_2排出量の削減を推進します。

協働による２０３０重点プロジェクト

①ＬＥＤの道路照明への導入
国＋高速道路会社＋地方自治体
<2030年度の目標>
道路照明のLED化率
国：100%
高速会社：100%
自治体：80%

②再生可能エネルギーの活用
国＋高速道路会社
<2030年度の目標>
再エネ電力調達割合
国：60%
高速会社：60%

③低炭素な材料の導入促進
国＋高速道路会社＋地方自治体＋民間企業
<2030年度の目標>
道路工事における低炭素アスファルトの合材出荷率
6%

④自転車の利用促進
国＋地方自治体＋民間企業
<2030年度の目標>
自転車通行空間の整備延長
12,000km

⑤渋滞対策の推進
国＋高速道路会社＋地方自治体＋民間企業
<2030年度の目標>
一般道路の主要渋滞箇所
約500箇所解消※
※：2023年度末、対策実施方針のモニタリング対象箇所対象

⑥ダブル連結トラックの導入促進
国＋高速道路会社＋民間企業
<2030年度の目標>
ダブル連結トラック延べ運行手続件数
650件

連絡目標値：政府計画で関係する各種目標が位置付けられているものなど確実な達成を目指すもの
努力目標値：努力が必ず目標に向かって進捗の改善に努めていくもの

今後の道路分野の脱炭素化目標　<主な指標>

政府目標達成に向け、各道路施策に関する指標を設定、フォローアップを実施し、カーボンニュートラルへの貢献を着実に推進します。
大幅な排出量削減を実現するため、道路分野以外との共創領域の深掘り、関係機関との更なる連携により、道路単独分野以外のCO_2削減に貢献します。

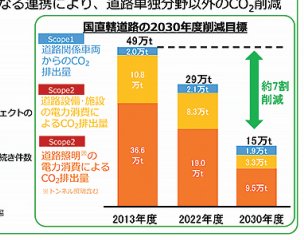

●本政策集の指標の進捗や実績をフォローアップした年次報告を公表
●新技術の動向や国際的な動向等を踏まえて、本政策集をバージョンアップ

改良すべき踏切道を新たに117箇所指定

～踏切事故の防止及び交通の円滑化を目指して～

国土交通省は、令和7年1月15日に、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国117箇所の指定を行った。

国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、踏切事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進している。

今回、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切などについて、改良すべき踏切道として、新たに全国117箇所の指定を行った。

これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなる。

国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じた改良計画の策定等への技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図っていくとしている。

令和7年度「道路ふれあい月間」推進標語募集

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進しているが、この一環として、令和7年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集する。

道路は、国民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設だが、あまりにも身近な存在であるため、その役割や重要性が見過ごされがちである。

そこで、この推進標語の募集を通じて、道路の役割や重要性を改めて認識していただくことを目的としている。

《募集テーマ》
道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきましょう。

《応募資格》
小学生以上

《応募期間》
令和7年3月21日（金）まで（当日必着）

《応募部門・賞》
〔小学生の部〕
最優秀賞1作品
優秀賞2作品
〔中学生の部〕
最優秀賞1作品
優秀賞2作品
〔一般の部（高校生以上）〕
最優秀賞1作品
優秀賞2作品

《応募方法》
電子メール又ははがき（1人2作品まで応募可能）

〔電子メールによる応募の場合（同一メールアドレスからの応募にて1人1回のみ）〕
メール本文に、標語と以下必要事項を記載のうえ、以下アドレスへ応募する。

〈応募用アドレス〉
hqt-dourofureaigek-kan128@gxb.mlit.go.jp
※国土交通省道路局道路交通管理課　標語担当あて

〈必要事項〉
氏名（フリガナ）、住所、電話番号、年齢、学校名（学生の場合）・応募部門の別、アンケート（応募のきっかけ（回答は任意））

〔はがきによる応募の場合〕
はがきに、標語と以下必要事項を記載のうえ、以下宛先へ応募する。

〈宛先〉
〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省道路局道路交通管理課　標語担当あて

〈必要事項〉
氏名（フリガナ）、住所、電話番号、年齢、学校名（学生の場合）・応募部門の別、アンケート（応募のきっかけ（回答は任意））

〔小学校・中学校単位での応募の場合（学年・クラス単位含む）〕
以下宛先へ各学校単位で作品をとりまとめたものを、封書にて郵送で応募する。なお、応募作品ごとに、「氏名（フリガナ）、学年、年齢、担当教諭名・連絡先」を記載する。

〈宛先〉
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省道路局道路交通管理課　標語担当あて

《入選作品の発表・使用》
入選作品は決定次第、本人に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ等で発表し、「道路ふれあい月間」の推進に幅広く活用される。

《表彰》
国土交通省から賞状及び楯を贈呈する。

《その他》
▽応募作品の返却はしない。
▽入選作品の著作権は主催者に帰属する。
▽本募集で取得した個人情報は、入選の作品の連絡・発表、表彰式の案内にのみ使用し、それ以外の目的に使用しない。

《主催》
国土交通省

詳細・標語募集ページ　https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000163.html

標語応募ページ